

議 事 録 抄 本

令 和 3 年 11 月

福 崎 町 農 業 委 員 会

令和3年11月農業委員会議事録抄本

日時：11月22日(月) 15:00から16:10

場所：福崎町役場 2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 上阪 英仁	2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積	4番 松岡 忠幸	5番 城谷 憲敬
6番 三木 勝博		8番 牛尾 敏博	9番 松本 廣幸	10番 松岡 隆子
副会長 松岡繁克	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 吉高 平記	12番 藤岡 資芳	13番 鍛示 幸弘	14番 後藤 正二	15番 田中 初美
16番 高橋 清正	-	-	-	-

事務局 松岡課長、中塚事務局長、豊國主事、品川

【欠席者】・・・上延英一委員

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 松岡繁克
1番 上阪 英仁	15番 田中 初美

【署名人】

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会11月定例会を開催します。

本日の欠席委員は上延委員です。農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

さて、議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

一同 <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

2番 加瀬澤智昭	3番 宮川 積
----------	---------

委員にお願いします。本日は、議案第41号から議案47号の7議案、報告事項4件について審議願います。では審議に入る前に事務局による議案書の朗読及び説明をお願いします。

(事務局) 【議案朗読及び説明】

<案件>

- 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について
(委員会証明) 3件
- 議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(委員会許可) 4件
- 議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について
(知事許可) 3件
- 議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(知事許可) 2件
- 議案第45号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
(委員会受理) 1件
- 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
(委員会決定) 38件
- 議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について
(委員会処分) 1件

報告第1号	公共事業の施行に伴う一時転用届出について	1件
報告第2号	農地使用貸借の合意解約通知について	3件
報告第3号	会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について	12件
報告第4号	会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について	1件

(事務局担当) 令和3年11月議案説明

本日議案の説明に入る前に連絡があります。先月の議案第38号農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認については、正式に取下願が提出されました。南田原[]、[]の2筆で1,532㎡、西光寺地区で太陽光発電施設に転用する目的のものであります。
また資料の修正をお願いします。13ページ、期間の令和4年4月を3月に修正してください。

議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認について

(委員会証明)

15番：資料18ページをご覧ください。願出地は小鶴池の東約120mに位置しています。資料19ページの地籍図、資料57ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧くださいと家が建っていることがわかります。

この願出地については、平成11年5月の航空写真にてその当時より建物があることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため非農用地としての要件を満たしているものと考えます。

16番：資料20ページをご覧ください。願出地は福崎東中学校の北側に位置しています。資料21ページの地籍図、資料57ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧くださいと庭として使われていることがわかります。

この願出地については、昭和60年11月の航空写真にてその当時より庭として使われていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもないため非農用地としての要件を満たしているものと考えます。

17番：資料22ページをご覧ください。願出地は中島西の交差点から南東に約50mに位置しています。資料23ページの地籍図、資料57ページの現況の写真を合わせてご覧ください。写真をご覧くださいと家が建っていることがわかります。

この願出地については、平成3年10月の航空写真にてその当時より庭として使用されていることを確認しました。20年以上農地でなく、その他の要件である農振農用地でもな

9番：資料34ページをご覧ください。申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約230mのところに位置しています。資料35ページの地籍図、資料36ページの計画図、資料59ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、地縁者住宅区域に家を建てるために転用するものです。関連は議案第47号2番、資料12ページです。地縁者住宅区域のため、農地を取得するため別段面積を設定します。

この申請は売買によるものです。受け人の〇〇さんは地元で家を建てるための土地を探していたところ、所有者の〇〇さんと話がまとまりました。渡し人の〇〇さんは、町外に住んでおり、将来的にこの地区に帰る予定もなく、土地の管理に困っていたとのことで、承諾し、今回の申請に至っています。面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

12番：資料37ページをご覧ください。申請地は現在の大門公民館の西に位置しています。資料38ページの地籍図、資料39ページの計画図、資料59ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、〇〇が新たな公民館を建てるために転用するものです。関連は報告第2号13番、資料14ページです。現在の所有者である〇〇さんが中間管理機構を通じ、大門営農へ貸借をしていたため、解約通知が出ています。

この申請は売買によるものです。現在の公民館が手狭で、避難所として耐震強度に不安があるため立て替えの土地を探していたところ、所有者の〇〇さんと話がまとまりました。面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

13番：資料40ページをご覧ください。申請地はディスカウントドラッグコスモスから南に約70mに位置しています。資料41ページの地籍図、資料42ページの計画図、資料59ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、〇〇さんが農業用施設を建てるために転用するものです。現在は自宅に農機具等を置けていますが、今後購入する農機具の保管スペースがないため、売買することとして話がまとまりました。今回3条で購入する農地に隣接した土地であり作業がしやすいところです。面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について (知事許可)

10番：資料43ページをご覧ください。申請地は西光寺の公民館から西約70mに位置しています。資料44ページの地籍図、資料45ページの計画図、資料59ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、使用貸借権の設定です。借受人の〇〇さんと貸出人の〇〇さんとは親子関係であり、〇〇さんが住宅を建てるために転用するものです。

申請については、計画面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第5条の許可要件は満たすと考えます。

11 番：資料 46 ページをご覧ください。申請地は中島西の交差点から西約 100m に位置しています。資料 47 ページの地籍図、資料 48 ページの計画図、資料 60 ページの現況の写真を合わせてご覧ください。

この申請は、使用貸借権の設定です。借受人と貸出人とは親子関係であり、地元に住宅を建てるために転用するものです。

申請については、計画面積・資金等も妥当で、周辺の農地への支障もないことから、農地法第 5 条の許可要件は満たすと考えます。

議案第 45 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知について(委員会受理)

3 番：残存小作権が設定されていましたが、借受人の〇〇さんが病気になり労力不足となったため今回解約する運びとなりました。今後は所有者が管理していきます。

議案第 46 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について (委員会決定)

本件につきましては、件数が合計 38 件と多数であること、事前に議案書として各委員様へ送付していることから、時間の都合上朗読については割愛させていただきます。

資料 11 ページをお開きください。農用地利用集積計画の概要です。田 66,976 m²、畑 717 m²、計 67,693 m²です。3 年未満が 3 件 3,779 m²、3 年から 6 年未満が 5 件 6,298 m²、6 年から 10 年未満が 43 件 52,136 m²、10 年以上が 4 件 5,480 m²となっています。

議案第 47 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認について

(委員会処分)

2 番：資料 49 ページをご覧ください。申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約 230m のところに位置しています。資料 50 ページの地籍図、資料 60 ページの写真も合わせてご覧ください。写真では草が生い茂っていますが、草刈りを行うよう指導しています。

この申請は、地縁者住宅等の建設予定敷地に隣接または近接する農地を取得する場合に限り、取得農地の下限面積を 1 m²に設定することが適当である農地かどうかを審議してもらうものです。

資料 3 ページ議案第 43 号 9 番で説明したとおり受け人の〇〇さんは申請地に隣接する土地に住宅を新築する予定です。資料 50 ページの地籍図をご覧ください。申請地の北側が地縁者住宅建設予定地で、この地区は〇〇さんの生まれ育った地区です。取得後、申請地では、家庭菜園として野菜の作付をするとのことで、営農計画書を提出いただいています。

今回の下限面積緩和の指定申請をするにあたっては、農地全ての効率的かつ総合的な利用の確保に努めること、投資目的の農地取得を未然に防ぐため、委員会へ報告するという確約書を提出していただいています。原則 5 年間以上耕作し、農地の耕作状況を毎年、委

員会へ報告してもらいます。

地元区長、農会長、担当農業委員の同意もあり、別段面積設定及び区域指定申請の承認は適当であると考えます。

続きまして、報告事項であります。

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

4番：この届出は、福崎町実施の公共下水道事業（浸水対策）に伴う、露天駐車場の設置をするものです。資料51ページに位置図、資料52ページに地籍図、資料53ページに計画配置図を示しています。期間は令和3年11月6日から令和4年3月25日までの予定となっています。

報告第2号 農地使用貸借権の合意解約通知について

資料14ページをお開きください。使用貸借権の合意解約通知が3件出ていますので報告します。

報告第3号 会長専決処理規程第2条に基づく証明書の発行について

都市計画法第29条による『都市計画法施行規則第60条証明』のための営農証明を1件、その他申出に基づく証明、農地基本台帳原本証明を4件、耕作面積証明書を7件、発行したことを報告します。

報告第4号 会長専決処理規程第4条に基づく市街化区域内転用届出処理について

12番：〇〇が吉田地区で配送センターを計画し、開発許可を令和3年10月29日付けで受け、会長専決処理規程に基づき農地法第5条による市街化区域内農地の転用受理を行ったことを報告します。資料54ページ位置図、資料55ページに地籍図、資料56ページに計画配置図をお示ししています。

説明は以上となります。

（議長） 続いて現地確認報告に移ります。通常は議案の順に進めていきますが、議案第41号17番、議案第42号20番及び議案第43条13番の3件について、関係委員がいらっしゃいますので先に現地報告を受け採決を行いたいと思います。関係委員は退席願います。

< 松岡隆子委員 退席 >

（議長） 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認（委員会証明）3件のうち17番1件について、現地調査済ですので報告願

ます。

(上阪委員) 17番：願出地は、ディスカウントドラッグコスモスから南に約70mに位置しています。57ページの写真にてご確認ください。調査班では、少なくとも20年以上前から住宅敷地として利用されているものと判断をいたしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 3件のうち17番 1件について、質疑ありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。
議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 3件のうち17番 1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 3件のうち17番 1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成9：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明) 3件のうち17番 1件について、証明することといたします。

(議長) 次に、議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4件のうち20番の1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 20番：申請地は、ディスカウントドラッグコスモスから南に約70mに位置しています。現地では、耕作管理されていることを確認しました。資料58ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、申請地は、住宅に囲まれたところにあり、畑作を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4 件のうち 20 番の 1 件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。
議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4 件のうち 20 番の 1 件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、採決に移ります。議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4 件のうち 20 番の 1 件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 9 : 反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4 件のうち 20 番の 1 件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3 件のうち 12 番についても、関係委員がいらっしゃいますので、退席願います。

< 松岡繁克委員 退席 >

(議 長) 議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3 件のうち 12 番, 13 番の 2 件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 12 番 : 申請地は、現在の大門公民館の西に位置しています。現地では、小豆が植えてあり耕作管理されていることを確認しました。資料 59 ページの写真にてご

確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇が、公民館の建設をされるとのこと。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

13番：申請地は、ディスカウンドドラッグコスモスの南約70mに位置しています。現地では、耕作・管理されていることを確認しました。資料59ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇さんが農業用施設を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件について、質疑はありませんか。

(宮川委員) 農業用施設に課税はされるんですか。大きい農業用施設例えば農家住宅などは固定資産税がかかってくるんですか。土地にかかるんですか建物に対してかかるんですか。

(事務局) 固定資産税はかかります。農業用施設用地として評価します。土地にも、家屋評価があるので建物にもかかります。

(議長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。

議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成8：反対0]

(議長) 挙手全員でございますので、議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件について、県へ進達することといたします。

< 松岡繁克委員 松岡隆子委員 着席 >

(議長) 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件のうち17番1件を除く2件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 15番：願出地は小鶴池の東約120mに位置しています。

現地では、空き家であり、周辺農地が管理されていることを確認しました。57ページの写真にてご確認ください。調査班では、少なくとも20年以上前から住宅として利用されているものと判断をいたしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。

16番：願出地は、福崎東中学校の北側に位置しています。

57ページの写真にてご確認ください。調査班では、少なくとも20年以上前から住宅敷地として利用されているものと判断をいたしております。委員会による非農地証明要件に合致するものと考えます。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件のうち17番を除く2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)4件のうち20番の1件を除く3件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 17番：申請地は北野公民館より東約130mに位置しています。

現地では、きちんと管理されていることを確認しました。資料57ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、申請地は、隣の農地と一体的に畑作を行うことに特に問題はないと調査班では判断しました。

18番：申請地は福崎東中学校の北側に位置しています。

現地では、きちんと管理されていることを確認しました。資料58ページの写真

にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

19番：申請地の八千種2006は株式会社なんば設計の西に位置しています。次に八千種1655は小倉公民館の西約110mに位置しています。

現地では、草刈り等管理されていることを確認しました。資料58ページの写真にてご確認ください。

現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可) 4件のうち20番の1件を除く3件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件を除く1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 9番：申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約230mのところに位置しています。現地では、草刈りがされ管理されていることを確認しました。資料59ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇さんが地元で家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(知事許可) 3件のうち12番, 13番の2件を除く1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 2件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 10番：申請地は西光寺の公民館から西約70mに位置しています。
現地では、耕作管理されていることを確認しました。資料59ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇さんが地元の家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。

11番：中島西の交差点から西約100mに位置しています。

現地では、管理されていることを確認しました。資料60ページの写真にてご確認ください。

事務局説明のとおり、受け人の〇〇さんは地元の家を建てるために転用するものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議長) 議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可) 2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第45号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理) 1件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議長) 次に、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件について、関係委員がいらっ
しゃいますので、退席願います。

< 加瀬澤智昭委員 松岡忠幸委員 退席 >

(議長) 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、引き続き討論、採決に移りたいと思います。
議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成8：反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件について、決定することといたします。

< 加瀬澤智昭委員 松岡忠幸委員 着席 >

(議 長) 議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画の決定38件のうち、10番, 23番の2件を除く36件について、質疑はありませんか。

<なし>

(議 長) 次に、議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、現地調査済ですので報告願います。

(上阪委員) 2番：申請地は蓮池橋の交差点から南西へ約230mのところに位置しています。
現地では、草刈り等管理されていることを確認しました。
事務局説明のとおり、〇〇さんが家を建てるために転用した隣接の農地を取得するため別段面積の設定を行うものです。現地調査を行ったところ、特に問題はないと調査班では判断しました。よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、質疑はありませんか。

(三木委員) 議案43号の9番と47号の2番が隣同士ですが番地が違いますよね。始めから分筆されている訳ですよね。家を建てるには議案43号だけで行けますけど、隣をわざわざ畑にするために買ったんですか。

(事務局) 元々■■■■と■■■■は筆界未定の土地で、今回家を建てるために筆界未定を解消しています。428㎡ずつの筆が2つ登記上あるので、面積に応じて筆界を確定しています。現在の所有者の〇〇さんから隣接地も一緒に買ってほしいという話がでたので、別段面積設定の申請となっています。

(三木委員) 1つの田んぼを分筆してということではなくて、元々分筆されてたと。

(事務局) 筆界は未定でしたが、元々2筆の土地でした。

(議 長) それでは、ただ今より順次、討論、採決に移りたいと思います。

議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件のうち17番の1件を除く2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件のうち17番の1件を除く2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成10：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第41号 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願承認(委員会証明)3件のうち17番の1件を除く2件について、証明することといたします。

(議 長) 次に、議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)4件のうち20番の1件を除く3件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)4件のうち20番の1件を除く3件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第42号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会許可)4件のうち20番の1件を除く3件について、許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可)3件のうち12番, 13番の2件を除く1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可)3件のうち12番, 13番の2件を除く1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第43号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転申請承認(知事許可)3件のうち12番, 13番の2件を除く1件について、県へ進達することといたします。

(議 長) 次に、議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)2件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。

議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)2件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第44号 農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認(知事許可)2件について、県へ進達することといたします。

(議長) 次に、議案第45号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議長) ないようですので、議案第45号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10:反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第45号 農地法第18条の規定による合意解約通知(委員会受理)1件について、受理することとします。

(議長) 次に、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画38件のうち10番と23番の2件を除く36件について、質疑はありませんか。

(城谷委員) 4番から7番について、5番は面積が足りていない様ですが、問題ないですか。また、果樹はどのようなものを植えて、どのようにするのか。果物によっては2から3年収穫できないようなものもあるので、6年でどのような営農計画をされているのか説明してください。

(事務局) 4番・5番と6番・7番はそれぞれ借受人が同じで、合計で3,000㎡を超えていますので、面積要件は達しています。果樹についてはオリーブと聞いています。他にも何種類かありますが、営農計画書が手元にないため後ほど確認します。

(議長) 他にないようですので、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画38件のうち10番と23番の2件を除く36件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10:反対0]

(議長) 挙手全員ですので、議案第46号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づく農用地利用集積計画38件のうち10番と23番の2件を除く36件について、決定することといたします。

(議 長) 次に、議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、賛成の方は挙手願います。

<全員挙手> [賛成10：反対0]

(議 長) 挙手全員ですので、議案第47号 農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積設定及び区域指定申請承認1件について、承認することといたします。

報告事項については事務局が報告したとおりですが、質疑ありませんか。

(城谷委員) 報告第1号について、前回の一時利用の時も聞いたんですが、「福崎町代表者公営企業管理者」が公共下水道で代表者として土地を借りることができるのか。役場の中でどういう取扱になっているのか説明していただきたい。

(事務局) 所有権の移転ではなく、一時的な転用のため公営企業管理者でも問題ないと判断しています。

(城谷委員) 公営企業管理者は別の事業の管理者で下水の管理者ではない。役職上こういうことが役場の中でできあがっているのか、役場の職務分担がどうなっているのか。公営管理者が地方自治法の代表者ではない者が代表者になっているのはおかしいのではないかなど。次回でいいので明快な回答をしてください。

(事務局) 農地利用集積計画の4番5番の営農計画によると、果樹はオリーブを植える計画となっています。その他野菜はトマトやハーブを植える計画です。

(城谷委員) ○○さんも○○さんもオリーブですか。

(事務局) ○○さんはオリーブです。○○さんは新規就農ではないため営農計画書を持っていないのでわかりません。

(上阪委員) ○○さんが以前家に来られたそうで、聞いた話ではブルーベリーを植えると言

っていたようです。

(議 長) その件については〇〇さんに確認してください。報告事項については次回説明して下さい。他にありませんか。

(城谷委員) 今のかかってですがなぜ果樹なのか。果樹のものによっては田が変更される可能性があります。計画書を見ながら承認していくようにしないと、出てきたから承認するだけではいけないんじゃないかと。よく勉強してほしい。

(議 長) そういう意見がでましたので今後気をつけてください。他にないようですので、以上で、本日提案しました議案についての審議を終了致します。

< 16 : 10 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・12月21日（火曜日）15：00

署名 人	加瀬澤智昭
署名 人	宮川 積